



2026年2月24日

各 位

会社名 イ ビ デ ン 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 河島 浩二
(コード: 4062 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 経営企画本部 財務部長 西村 克俊
(TEL: 0584-81-3111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面(電磁的記録を含みます。)決議により、当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「私たちは、人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。」を企業理念に掲げ、経営目標としての中期経営計画「Moving on to our New Stage 115 Plan」(2023年度～2027年度)に取り組むことにより、社会課題の解決と企業価値の向上を目指しております。

当社は、2025年2月4日付で公表の「政策保有株式の縮減方針に関するお知らせ」のとおり、当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、資本効率の更なる向上のため、個別銘柄ごとに事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から保有の要否を検証のうえ、政策保有株式の縮減を進めております。

この基本方針のもと、適切な株主構成の在り方について検討を進め、当社株主とも議論を重ねて参りました。今般、複数の株主より売却の意向を確認したため、公平な売却機会を提供するとともに、当社株式が市場において売却されることによる市場価格への影響を緩和するべく本売出しを実施することといたしました。

当社といたしましては、本売出しを通じて当社株式の市場流動性を向上させ、当社の中長期的な成長戦略をご支援頂ける、個人投資家を中心とした幅広い投資家の皆様に当社株式を保有いただくことで資本コストの低減を図り、更なる企業価値・社会価値の拡大と持続的成長を実現してまいりたい所存です。

なお、当社は、2025年10月30日に、配当方針の変更(累進配当の導入)を公表し、2026年3月期より2031年3月期まで、資本配分方針に基づき、成長投資及び財務規律とのバランスを考慮しつつ、配当性向20%を目安とし、年間株主配当金1株につき*20円をベースに累進配当とする配当方針へ変更しております。

*2026年1月1日を効力発行日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いましたので、上記公表時の累進配当のベースとなる配当金表記を、この分割比率に合わせて変更しております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 6,874,700 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | 名称 | 売出株式数 |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,138,900 株 |
| 株式会社大垣共立銀行 | 2,000,000 株 |
| 株式会社十六銀行 | 1,740,000 株 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 595,800 株 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 400,000 株 |
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 3 月 4 日(水)から 2026 年 3 月 9 日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社(事務主幹事会社兼単独ブックランナー)、SMBC日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河島 浩二に一任する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,031,100 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 1,031,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河島 浩二に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 1,031,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,031,100 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 3 月 27 日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 3 月 27 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエアオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社三井住友銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行及び三井住友信託銀行株式会社並びに当社株主である株式会社豊田自動織機、TSUCHIYA 株式会社及びウシオ電機株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。